

久喜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

久喜市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成２７
年久喜市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第１８条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、
同条第３項中「第１８条第１８項」を「第１８条第２２項若しくは第２６項」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。